

## 令和8年 中間市農業委員会総会（2月）議事録

1. 開催日時 令和8年2月6日（金）13時30分開会～14時00分閉会
2. 開催場所 中間市地域交流センター 2階第1会議室
3. 出席委員 6名 会長 柴田 功 2番 白橋 宏 3番 貞末 重雄  
4番 日高 靖 5番 植本 壽 6番 井上 俊子
4. 推進委員 3名 丸山 政和 小西 一史 田中 久光
5. 傍聴者 1名 阿部 伊知雄
6. 事務局 3名 花田補佐 坂本 熊井
7. 議事日程について  
議案第1号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（利用権設定）  
議案第2号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（所有権移転）  
議案第3号 中間市農地利用最適化推進委員の選定に関する規程の制定について

### 【議事内容】

〇〇議長：ただいまの出席委員は6名で委員定数の過半数に達しております。よって、令和8年2月の農業委員会は成立いたしました。それでは本日の会議を始めたいと思います。本日の日程は、お手元の議案書の要領で進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

報告事項はございませんので議決事項についてを議題といたします。

議案第1号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（利用権設定）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

事務局：資料1ページをお開きください。議案第1号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（利用権設定）」です。今回の提案する内容については新規での手続きとなっております。

1件目。農地の所在中間市大字上底井野字小屋根〇〇〇〇外1筆。面積合計2,050㎡。所有者〇〇〇〇。住所遠賀郡遠賀町木守〇〇〇〇。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字上底井野〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和8年3月1日から令和18年4月30日までの10年2ヶ月。こちらは使用貸借のため賃借

料は発生いたしません。2件目。農地の所在中間市大字下大隈字土手外〇〇〇〇外1筆。面積合計2,192㎡。所有者〇〇〇〇。住所中間市大字下大隈〇〇〇〇。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字下大隈〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和8年3月1日から令和13年4月30日までの5年2ヶ月。10aあたりの賃借料11,000円。支払方法口座振替。3件目。農地の所在中間市大字下大隈字宮田〇〇〇〇。面積合計4,053㎡。所有者〇〇〇〇。住所中間市大字下大隈〇〇〇〇。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字下大隈〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和8年3月1日から令和13年4月30日までの5年2ヶ月。10aあたりの賃借料6,000円。支払方法口座振替。4件目。農地の所在中間市大字上底井野字梅園〇〇〇〇。面積1,203㎡。所有者〇〇〇〇。住所中間市大字上底井野〇〇〇〇。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字上底井野〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和8年3月1日から令和18年4月30日までの10年2ヶ月。10aあたりの賃借料10,000円。支払方法口座振替。5件目。農地の所在中間市大字下大隈字尾尻〇〇〇〇外1筆。面積合計1,686㎡。所有者〇〇〇〇。住所中間市大字下大隈〇〇〇〇。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字下大隈〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和8年3月1日から令和18年4月30日までの10年2ヶ月。10aあたりの賃借料は米60kg。支払方法は直接手渡し。ただいまご説明した農地につきましては、3ページから6ページに位置図を載せておりますのでご確認ください。説明は以上です。

〇〇議長：事務局から説明がありましたが、本件についてご意見ご質問はありませんか。

〇〇委員：使用貸借の時は備考欄にその旨記載して欲しいです。

事務局：分かりました。今後は使用貸借の時は備考欄に記載するようにします。

〇〇委員：5件目は使用貸借ではなく賃貸借なんですか。

事務局：使用貸借となると契約上は金銭は発生しない契約となりますが、5件目については物納で契約することとなっているので賃貸借となっております。

〇〇委員：分かりました。

〇〇議長：他に意見等はないでしょうか。

無いようですので採決に入ります。

本件について賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

全員賛成のため、原案のとおり承認されました。これで議案第1号を終わります。次に議案第2号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（所有権移転）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

事務局：はい。資料12ページをご覧ください。議案第2号「農用地利用集積等促進計画の意見照会について（所有権移転）」について説明します。

農地の所在中間市大字垣生字割更〇〇〇〇。面積1,237㎡。所有権を移転する者〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。移転の時期令和8年3月25日。支払方法口座振替。支払期限令和8年3月25日。利用目的田。所有権の移転を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。利用目的田。売買価格680,350円。移転の時期令和8年4月30日。支払方法口座振替。支払期限令和8年4月30日。こちらの農地は今まで〇〇〇〇氏が耕作しておりましたが、子へ継承した時に双方で話し合い、今後は購入する農業者が耕作することとなり、所有者と話し合った結果、利用権ではなく売買ということになっております。ただいまご説明した農地につきましては、13ページに位置図を載せておりますのでご確認ください。説明は以上です

〇〇議長：事務局から説明がありましたが、本件についてご意見ご質問はありませんか。無いようですので採決に入ります。

本件について賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

全員賛成のため、原案のとおり承認されました。これで議案第2号を終わります。次に議案第3号「中間市農地利用最適化推進委員の選定に関する規定の制定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

事務局：はい。資料19ページをお開きください。

議案第3号中間市農地利用最適化推進委員の選定に関する規程の新規制定についてです。推進委員の選定については今まで農業委員の選任に関する規則に準じて行っておりましたが、今回改選があるため、事務局で確認したところ、農地利用最適化推進委員は農業委員会で委嘱することとなっておりますので、農業委員会の規程として選定の内容を制定する方が良いと判断したため、今回提案しております。規程の案につきましては、お手元にお配りしている別紙資料のとおりとなっております。内容については基本的に農業委員の選任に関する規則と同様に作成しておりますが、異なっている箇所は第2条となります。推進委員は担当地区を定めることとなっております、1月総会でご説明したとおり定

数3名を担当地区の農地面積が同じになるように分け、上底井野・下大隈地区から1名、中底井野地区から1名、垣生・砂山地区から1名とした内容としております。また、推進委員の決定については農業委員が議会の同意を得るのに対し、推進委員は農業委員会の総会で決定することになります。令和8年4月若しくは5月の農業委員会で上程する予定としております。  
説明は以上です。

〇〇議長：はい。ただいま事務局の説明がありました。何かご意見ご質問はありませんか。

〇〇委員：公募の〆切は3月9日までですか。

事務局：推進委員の公募の〆切は農業委員の公募と一緒に2月10日から3月9日までです。今まで公募の流れが農業委員の規則を準用していたので、手続きとしては前回の改選と同様ですが、明記するため今回上程した次第です。

〇〇議長：今までこの規程がなかったからですね。

〇〇委員：農業委員は中立の方がいらっしゃいますが、推進委員はあくまでも農業者で無いといけないのですか。

事務局：農地に関する相談を受けたり農地の集積・集約を進めていく方となるので農業に関する知識が無いとそれを進めていけないので、農業者ということでお願いしております。

〇〇委員：分かりました。

〇〇議長：他に何かご意見ご質問はありませんか。無いようですので採決に入ります。本件について賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

全員賛成のため、原案のとおり承認されました。これで議案第3号を終わります。

続きまして、「その他」を議題といたします。何かご意見はありますか。

事務局：-鳥獣被害等について-

〇〇議長：以上で「その他について」を終わりたいと思います。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は会議規則第9条により議長において、〇〇委員、〇〇委員を指名いたします。

以上をもって全日程を終了いたしましたので、本日の会議を閉会いたします。

お疲れ様でした。